

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年11月2日

京都市長職務代理者 京都市助役 毛利 信二

京都市規則第66号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市東九条老人デイサービスセンターの項中「1月1日」を「日曜日並びに1月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成18年11月5日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)